

令和2年度 港湾・空港における 発注者支援業務について

令和元年12月2日(月)

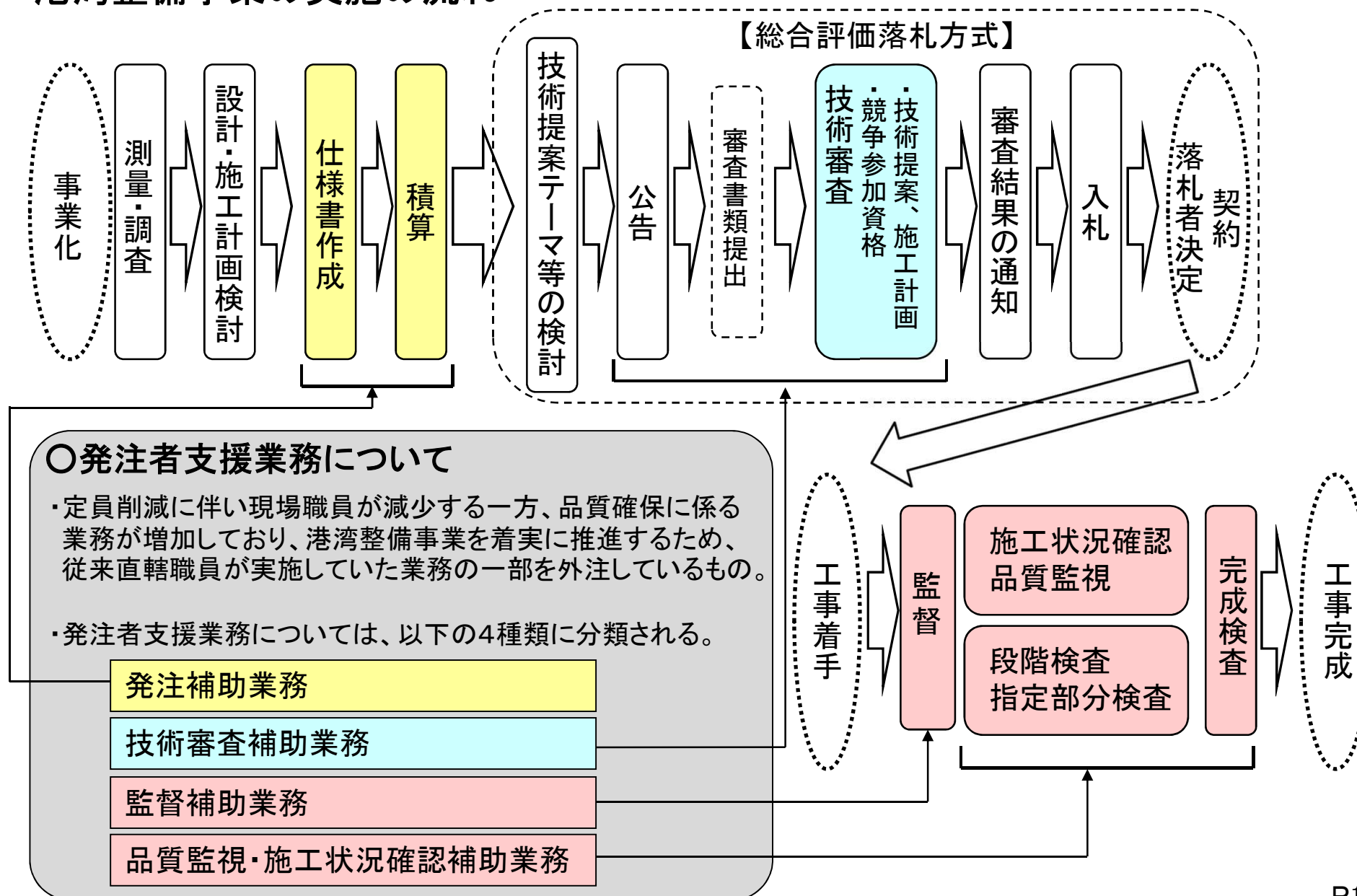
中国地方整備局
港湾空港部

目 次

➤ 発注者支援業務の区分と標準的な業務内容	・・・	P1
➤ 令和2年度 発注者支援業務の実施方針	・・・	P3
➤ 令和2年度 担当技術者評価の緩和	・・・	P7
➤ 令和2年度 地域精通度(業務実績)評価の緩和	・・・	P8
➤ 令和2年度 発注者支援業務の入札に参加するには	・・・	P9
➤ 令和2年度 総合評価落札方式に関する評価項目(技術提案等)	・・・	P15
➤ 業務ボリュームの参考指標	・・・	P16
➤ 【参考】		
・発注の見通し	・・・	P17
・発注者支援業務 発注の見通し 掲載事例	・・・	P18
・令和元年発注者支援業務 民間競争入札実施要項	・・・	P19

発注者支援業務の区分と標準的な業務内容

港湾整備事業の実施の流れ



発注者支援業務の区分と標準的な業務内容

＜発注補助業務＞

直轄職員から示された設計資料等に基づき、工事の発注（設計資料等の作成）に必要な資料及び積算データについて 以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 積算に必要な現場条件等の調査。
- 発注図面、数量総括表（数量計算書）の作成。
- 使用材料、施工方法等の積算根拠資料の作成。
- 積算システムへのデータの入力 等

＜技術審査補助業務＞

総合評価落札方式による工事発注の技術的な審査において、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 企業から提出された総合評価にかかわる資料（企業評価項目、技術者評価項目、技術提案、施工計画）内容確認、整理。
- 総合評価にかかわる、各種委員会の基礎資料の作成等

＜監督補助業務＞

工事実施において直轄職員が行う監督業務について、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 請負者に対する指示・協議に必要な資料作成
- 請負者から提出された承諾・協議事項など設計図書との照合
- 現地の確認・調査及び資料作成 等

＜品質監視補助及び施工状況確認補助業務＞

工事実施において直轄職員が行う検査（施工状況確認）等の業務について、以下の様な業務を行い、直轄職員に報告、資料提出等を行う。

- 使用材料、施工状況、出来形及び品質の設計図書との照合
- 不可視部分や重要構造物の出来形及び品質の確認
- 検査（完成検査、指定部分検査、段階検査）の臨場 等

水島港玉島地区岸壁施工箇所全景



撮影：令和元年7月

水島港玉島地区岸壁工事事例



JKT据付精度の確認（測量）

令和2年度 発注者支援業務の実施方針①

1. 「民間競争入札」の導入

令和元年度と同様に、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共 サービス改革法）」に基づく民間競争入札（以下、「民間競争入札」と記載）により実施し、一部の案件を除いて複数年度契約として実施する。

2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務は、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」（事務局・総務省）による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※発注者支援業務の実施要項については、港湾局HP（公共調達制度：入札契約制度等：発注者支援業務http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn5_000023.html）にて公表中

3. 「民間競争入札」導入に伴う受注者が負う可能性のある責務等

(1) 罰則等

- ① 公共サービス改革法第25条の第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされることとなる。
- ② 公共サービス改革法第25条第1項の規定(秘密保持)に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる(公共サービス改革法第54条)。
- ③ 次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・「公共サービス改革法第26条第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「公共サービス改革法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。
 - ・正当な理由なく、「公共サービス改革法第27条第1項」による指示等に違反した者。
- ④ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記③の違反行為をしたときは、公共サービス改革法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記③の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の民間事業者(受託者)」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

令和2年度 発注者支援業務の実施方針③

地方整備局等が発注する港湾・空港における発注者支援業務については、民間企業の参加可能者数の拡大による競争性のより一層の向上等を図るため、以下のとおり取組みを行ってきたところ。

- (1) **一般競争入札(総合評価落札方式)で実施〔H22年度より継続〕**【対象業務:全業務】
 - ・平成22年度より、全ての発注者支援業務について一般競争入札(総合評価落札方式)で実施
- (2) **設計共同体による競争参加の導入〔H23年度より継続〕**【対象業務:全業務】
 - ・技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より、設計共同体による競争参加を導入
- (3) **担当技術者評価の実施〔H23年度より継続〕**【対象業務:全業務】
 - ・担当技術者の能力が、成果の品質に比較的大きく影響を与えることから、平成23年度より、担当技術者の業務実績を評価
- (4) **履行確実性評価の導入〔H24年度より継続〕**【対象業務:全業務】
 - ・調査基準価格が設定される業務においては、平成24年度より、総合評価項目において履行確実性を評価
- (5) **法に基づく民間競争入札(複数年度契約)の導入〔H24年度より継続〕**【対象業務:全業務】
 - ・更なる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成24年度より「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札及び複数年度契約を導入
- (6) **業務実績要件の緩和、資格要件の緩和〔H27年度より継続〕**
 - ・企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件の対象期間を「過去10年」から「過去15年」に拡大
【対象業務:全業務】
 - ・1つの履行場所(事務所等)において、担当技術者を複数名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能
【対象業務:発注補助業務、技術審査補助業務】

令和2年度 発注者支援業務の実施方針④

(7)資格要件の緩和〔H29年度より継続〕【対象業務:全業務】

- ・配置予定管理技術者の同種業務の実績については、これまでの港湾又は空港の工事に関する発注者支援業務の実績に加えて、設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾又は空港の工事(工事を業務として認める)を追加
- ・配置予定管理技術者の類似業務の実績については、港湾又は空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)へ拡大

(8)入札手続きの早期開始〔R1年度より継続〕

- ・入札手続き期間の更なる確保のため、令和元年度より、全発注案件について入札公告時期を12月下旬から開始

【対象業務:全業務】

(9)担当技術者評価の緩和〔R2年度より新規〕

- ・担当技術者の業務実績評価について、申請された全ての担当技術者の業務実績のうち、上位1名の評価値を評価

【対象業務:全業務】

(10)管理技術者の地域精通度評価の緩和〔R2年度より緩和〕

- ・地域精通度の業務実績評価について、1位評価を当該整備局管内又は管外(隣接する整備局)における同種業務実績、2位評価を当該整備局管内又は管外(隣接する整備局)における類似業務実績へ拡大

【対象業務:監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務】

※当該整備局管外（隣接する整備局）とは

当該整備局	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	北海道	沖縄
当該整備局管外 (隣接する整備局)	・北海道 ・北陸 ・関東	・東北 ・北陸 ・中部	・東北 ・関東 ・中部 ・近畿	・関東 ・北陸 ・近畿	・北陸 ・中部 ・中国 ・四国	・近畿 ・四国 ・九州	・近畿 ・中国 ・九州	・中国 ・四国 ・沖縄	・東北	・九州

令和2年度 担当技術者評価の緩和

○配置予定担当技術者の業務実績の総合評価の評価

(現行)

評価項目	評価の着目点		評価の ウェイト
		判断基準	
配置予定担当技術者の経験	配置予定担当技術者の専門技術力	以下の順位で評価する。 ※申請された全ての配置予定担当技術者の業務実績により得られた評価点の合計を、配置予定担当技術者数で除して算出とする。 ①同種業務実績がある。 ②類似業務実績がある。 ③その他	①5 ②3 ③0

(変更後)

評価項目	評価の着目点		評価の ウェイト
		判断基準	
配置予定担当技術者の経験	配置予定担当技術者の専門技術力	以下の順位で評価する。 ※申請された全ての配置予定担当技術者のうち、上位1名の評価値とする。 ①同種業務実績がある。 ②類似業務実績がある。 ③その他	①5 ②3 ③0

令和2年度 地域精通度(業務実績)評価の緩和

○配置予定管理技術者の地域精通度（業務実績）の評価 (現行)

評価項目					評価の着目点	評価の ウェイト
					判断基準	
配置予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	情報収集力	地域精通度	平成17年度以降の同種業務又は類似業務の中国地方整備局管内及び隣接する地方整備局での業務実績	以下の順位で評価する。	
					①中国地方整備局管内における同種業務の実績あり。	①5
					②中国地方整備局管内における類似業務の実績あり。	②3
					③近畿又は四国又は九州地方整備局における同種業務の実績あり。	③3
					④近畿又は四国又は九州地方整備局における類似業務の実績あり。	④1
					⑤上記以外。	⑤0
					(但し、照査技術者として従事した業務は除く)	

(変更後)

評価項目	評価の着目点				評価の ウェイト	
						判断基準
配置予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	情報収集力	地域精通度	平成17年度以降の同種業務又は類似業務の中国地方整備局管内又は管外(隣接する地方整備局)での業務実績	以下の順位で評価する。 ①中国地方整備局管内又は管外(近畿又は四国又は九州地方整備局)における同種業務の実績あり。 ②中国地方整備局管内又は管外(近畿又は四国又は九州地方整備局)における類似業務の実績あり。 ③上記以外。 (但し、照査技術者として従事した業務は除く)	①5 ②3 ③0

令和2年度 発注者支援業務の入札に参入するには①

■企業に関する業務実績の要件

下記の業務について、平成17年4月1日以降に完了した以下に示す業務(令和元年度完了予定も対象に含む)の業務実績を有すること。 ※【全業務 発注機関は問わない】

＜業務＞港湾又は空港の工事に関する、建設コンサルタント業務または測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務

■配置予定管理技術者に関する資格等の要件

配置予定管理技術者の資格等(以下のいずれかの資格等を有するもの)

- ・技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)
- ・APECエンジニア(業務に該当する部門)
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は(II)
- ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

■配置予定管理技術者に関する同種又は類似業務の実績の要件

配置予定管理技術者は、平成17年4月1日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和元年度完了予定も対象に含む)の業務実績を有すること。

＜同種業務＞港湾・空港の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾又は空港の工事(工事を業務として認める)

＜類似業務＞港湾又は空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)

令和2年度 発注者支援業務の入札に参加するには②

■配置予定管理技術者に関する同種又は類似業務の実績の要件

同種業務：港湾又は空港の工事に関する発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務（発注機関については問わない）、監理技術者として従事した港湾又は空港の工事（工事を業務として認める）

類似業務：港湾又は空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務（発注機関については問わない）



同種業務の例

例)〇〇港実施設計業務、〇〇港施設整備検討業務、〇〇空港基本施設設計業務等の業務実績があれば、要件を満たします。

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務でも業務実績として認められます。発注機関は問いません。

例)〇〇港防波堤外建設工事、〇〇空港エプロン改良工事等の工事において監理技術者として従事した経験があれば、要件を満たします。

※工事の経験も業務実績として認められます。

類似業務の例

例)〇〇港事業評価検討業務、〇〇港静穏度解析業務、〇〇港現況測量業務、〇〇空港地質調査業務等の業務実績があれば、要件を満たします

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務でも業務実績として認められます。発注機関は問いません。

■配置予定担当技術者に関する資格等の要件

配置予定担当技術者の資格等(以下のいずれかの資格等を有するもの)

- ・技術士(総合技術監理部門－建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)
 - ・APECエンジニア(業務に該当する部門)
 - ・一級土木施工管理技士又は二級土木技術施工管理技士
 - ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会1級技術者又は土木学会2級技術者
 - ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ)
 - ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)
 - ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ※【工事については、主任技術者として従事したものも認める。複数年契約の場合あって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば業務経験を有するものとして判断する。】
- ・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者

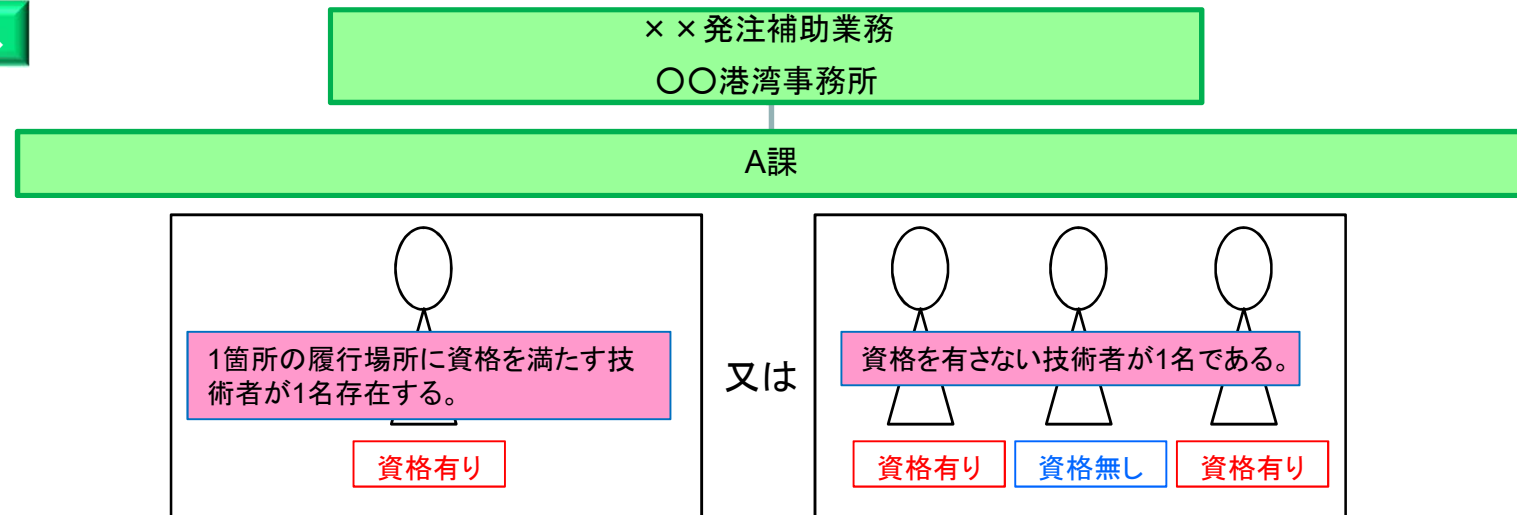
※【1つの履行場所に複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たす必要はない。(対象業務:発注補助業務、技術審査補助業務)】

令和2年度 発注者支援業務の入札に参加するには③-2 国土交通省

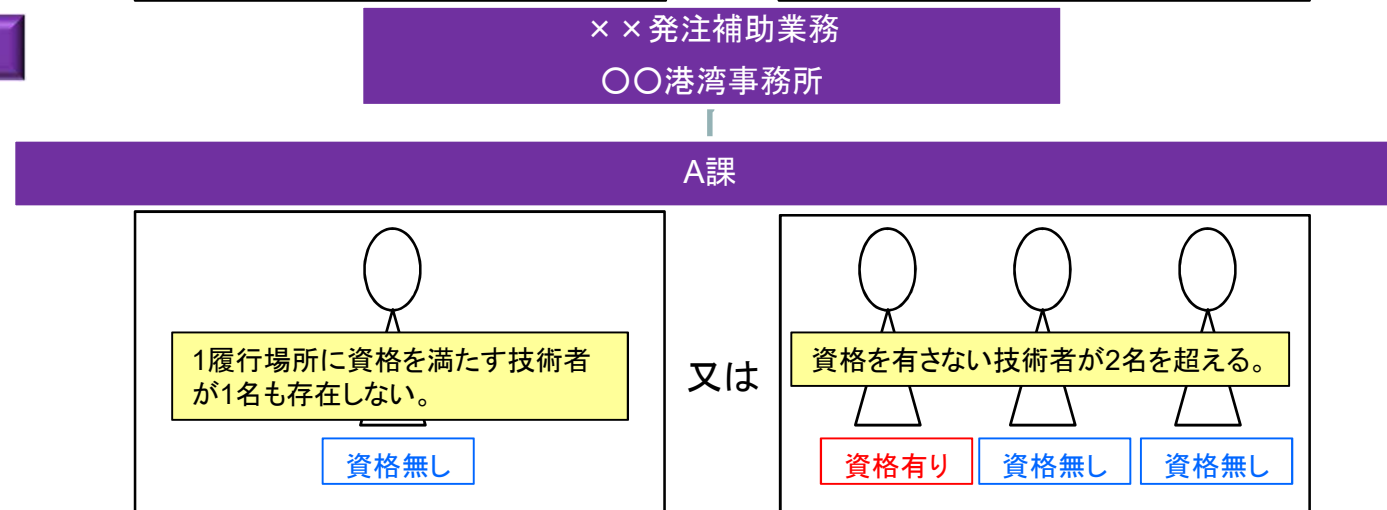
■配置予定担当技術者の1名のみ資格要件を満たす必要が無い場合のイメージ【対象業務：発注補助業務、技術審査補助業務】

1箇所の履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

認められるケース



認められないケース



■中立公平性に関する要件

①【事前制限】中立公平性に関する要件(競争参加資格者に関する要件)

- ・本業務(当該発注者支援業務)の履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加している者。
- ・その対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者。



本業務(当該発注者支援業務)の入札に参加できない。

②【事後制限】中立公平性に関する要件(受注者が講ずべき措置)

- ・本業務(当該発注者支援業務)を受注した者。
- ・本業務(当該発注者支援業務)を受注した者と資本面・人事面で関係がある者。
- ・本業務(当該発注者支援業務)の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者。



業務履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加してはならない。

■設計共同体として認める業務区分 <全業務分野共通>

発注者支援業務における設計共同体においては、下表に示す区分の単位により、構成員の分担業務を設定することができる。

分担できる業務の区分	
業務による区分	・監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／技術審査補助 ／発注補助
事業による区分	・港湾／海岸／空港 等
区域による区分	・出張所・分室単位 ・港湾単位 ・空港単位 ・港区、地区単位
施設による区分	・施設単位
工事による区分	・工事単位

		監督補助業務	品質監視補助業務 施工状況確認補助業務	発注補助業務	技術審査補助業務
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			
	実施体制	配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで発注者の要請に対して的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価する。			
技術提案	的確性	必要なキーワード(留意点、着眼点、問題点)が網羅されている場合に優位に評価する。			
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
価格:技術		1:2	1:2	1:2	1:3

技術提案書に基づく業務の履行

- 競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うこと。
- 民間事業者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

業務ボリュームの参考指標

「平成28～30年度の工事発注件数」(港湾空港)

業務発注担当部署別の一覧表

		H28	H29	H30
地方整備局等	業務発注担当部署	工事発注件数	工事発注件数	工事発注件数
北海道開発局	札幌開発建設部	7	6	7
	函館開発建設部	14	13	10
	小樽開発建設部	3	3	4
	室蘭開発建設部	12	15	15
	釧路開発建設部	15	12	14
	帯広開発建設部	1	1	0
	網走開発建設部	5	3	3
	留萌開発建設部	5	2	4
	稚内開発建設部	11	7	9
東北地方整備局	本局	33	30	17
	青森港湾事務所	3	2	2
	八戸港湾・空港整備事務所	9	14	10
	釜石港湾事務所	15	11	12
	塩釜港湾・空港整備事務所	6	6	11
	秋田港湾事務所	4	6	8
	酒田港湾事務所	2	1	5
	小名浜港湾事務所	9	10	12
関東地方整備局	本局	20	16	9
	京浜港湾事務所	6	7	9
	鹿島港湾・空港整備事務所	24	24	22
	千葉港湾事務所	5	6	6
	東京空港整備事務所	4	2	4
	東京湾口航路事務所	2	2	0
	東京港湾事務所	1	1	0
北陸地方整備局	本局	16	15	9
	新潟港湾・空港整備事務所	15	17	11
	伏木富山港湾事務所	10	4	1
	金沢港湾・空港整備事務所	9	9	9
	敦賀港湾事務所	7	4	4
中部地方整備局	本局	21	24	25
	清水港湾事務所	20	15	19
	名古屋港湾事務所	6	8	5
	三河港湾事務所	6	4	7
	四日市港湾事務所	3	4	5
近畿地方整備局	本局	29	30	23
	舞鶴港湾事務所	4	5	0
	神戸港湾事務所	9	6	2
	和歌山港湾事務所	6	5	4
	大阪港湾・空港整備事務所	2	3	3
中国地方整備局	本局	25	12	15
	境港湾・空港整備事務所	6	10	9
	宇野港湾事務所	2	5	4
	広島港湾・空港整備事務所	13	5	9
	宇部港湾事務所	4	5	7
四国地方整備局	本局	17	14	12
	小松島港湾・空港整備事務所	12	4	3
	高松港湾・空港整備事務所	2	2	1
	松山港湾・空港整備事務所	19	0	4
	高知港湾・空港整備事務所	16	11	13
九州地方整備局	本局	59	44	63
	下関港湾事務所	6	6	5
	北九州港湾・空港整備事務所	6	8	6
	博多港湾・空港整備事務所	13	5	10
	苅田港湾事務所	4	4	4
	別府港湾・空港整備事務所	4	3	4
	唐津港湾事務所	2	2	4
	長崎港湾・空港整備事務所	9	2	6
	熊本港湾・空港整備事務所	4	5	6
	宮崎港湾・空港整備事務所	5	10	7
	鹿児島港湾・空港整備事務所	18	12	19
沖縄総合事務局	志布志港湾事務所	9	6	5
	関門航路事務所	6	4	3
	本局	18	8	12
	那覇港湾・空港整備事務所	11	9	4
	平良港湾事務所	7	12	6
	石垣港湾事務所	9	7	3

各地方整備局等	合計	685	568	564
---------	----	-----	-----	-----

【参考】発注の見通し

「更新情報」から見たいとき

中国地方整備局港湾空港部ホームページアドレス
http://www.pa.cgr.mlit.go.jp/



国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部

contents menu

NEWS

港湾空港部とは

予算概要

事業概要

港湾空港関係データ

実施報告 (シンポジウム・委員会等)

入札・契約情報

リンク

更新情報

- 2019.11.27 令和2年度発注者支援業務に関する民間事業者向け説明会を開催します
- 2019.11.25 中国クルーズレポート2019年11月号
- 2019.11.07 「瀬戸内海クルーズ推進会議 第3回全体会議の開催」
- 2019.10.31 発注見直し(令和元年度10月期更新)を掲載しました。
- 2019.10.23 中国クルーズレポート2019年10月号
- 2019.10.18 中国地方整備局入札監視委員会第二部会第2回定例会議の審議概要について

中国地方整備局 入省案内

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書ダウンロード

海とみなとの相親窓口 0120-497-370

港の保安対策の強化について

防災情報

転機系制鋼スラグ海域利用のための調査

みなとの工事現場動画

中国地方国際物流戦略チーム

全国港湾経済情報 ナウファス

瀬戸内海の環境データベース

瀬戸内海総合水質調査ホームページ

瀬戸内海クルーズ推進会議

中国地方整備局 港湾空港部 〒730-0004 広島市中区東白島町14番15号 NTTクレド白島ビル13階 TEL: 082-511-3900 FAX: 082-511-3910

Copyright(C) 2007 国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 All right reserved.

プライバシーポリシー/リンク/著作権/免責事項等はこちら

「入札・契約情報」から見たいとき

中国地方整備局港湾空港部ホームページアドレス
http://www.pa.cgr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html



国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部

contents menu

NEWS

港湾空港部とは

予算概要

事業概要

港湾空港関係データ

実施報告 (シンポジウム・委員会等)

入札・契約情報

リンク

HOME > 入札・契約情報

入札・契約情報

②: 発注の見通しをクリック

発注情報(工事・コンサルタント)

- 発注の見直し
- 発注公告・発注情報(入札情報サービス)

発注情報(物品・役務)

- 発注公告・発注情報
- 意見招請に関する公示

参加者の有無を確認する公募手続き

- 公示情報
- 公示見直し

企画競争実施の公示

- 公示情報

発注情報(国有財産・物品等売払)

- 発注公告・発注情報

システム

- 電子契約システム
- 電子契約システムは平成30年8月から平成31年1月まで試行運用を実施します。詳しくはこちら。

総合評価落札方式入札結果(工事)

- 中国地方整備局(本局) 平成30年度
- 境港湾・空港整備事務所 平成30年度
- 宇野港湾事務所 平成30年度

【参考】発注者支援業務 発注の見通し 掲載事例

(発注者支援業務)

平成31年度 建設コンサルタント業務等発注予定情報 (平成30年12月公表)

平成30年12月3日
中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局(港湾空港関係)における平成31年度の発注者支援業務の発注の見通しを、下記のとおり公表します。

なお、ここに記載する内容は、平成30年12月3日現在の見通しであるため、実際に発注する発注者支援業務がこの掲載と異なる場合(取り止めを含む)、又はここに掲載されない発注者支援業務が発注される場合があります。

	平成31年度
	発注者支援業務
一般競争入札(総合評価)方式	10
合 計	10

1. 一般競争入札(総合評価)方式

[本局]

- 1-1 業 務 名 管内技術審査資料作成補助業務
1) 業 務 種 別 : 建設コンサルタント等
2) 履 行 期 限 : 約24ヶ月
3) 業 務 概 要 : 総合評価落札方式にて発注する管内の港湾工事等における技術審査の資料作成補助
4) 入札予定時期 : 第4四半期
- 1-2 業 務 名 浜田港施工状況確認等補助業務
1) 業 務 種 別 : 建設コンサルタント等
2) 履 行 期 限 : 約24ヶ月
3) 業 務 概 要 : 浜田港における施工状況確認補助、品質監視補助
4) 入札予定時期 : 第4四半期
- 1-3 業 務 名 浜田港監督等補助業務
1) 業 務 種 別 : 建設コンサルタント等
2) 履 行 期 限 : 約24ヶ月
3) 業 務 概 要 : 浜田港における監督補助、発注補助
4) 入札予定時期 : 第4四半期
- 1-4 業 務 名 水島港施工状況確認等補助業務
1) 業 務 種 別 : 建設コンサルタント等
2) 履 行 期 限 : 約24ヶ月
3) 業 務 概 要 : 水島港における施工状況確認補助、品質監視補助
4) 入札予定時期 : 第4四半期

[境港湾・空港整備事務所]

- 1-8 業 務 名 境港等監督等補助業務
1) 業 務 種 別 : 建設コンサルタント等
2) 履 行 期 限 : 約12ヶ月
3) 業 務 概 要 : 境港及び鳥取港における監督補助、発注補助
4) 入札予定時期 : 第4四半期

[宇部港湾・空港整備事務所]

- 1-9 業 務 名 宇部港等施工状況確認補助業務
1) 業 務 種 別 : 建設コンサルタント等
2) 履 行 期 限 : 約12ヶ月
3) 業 務 概 要 : 宇部港及び油谷港における施工状況確認補助
4) 入札予定時期 : 第4四半期
- 1-10 業 務 名 宇部港等監督等補助業務
1) 業 務 種 別 : 建設コンサルタント等
2) 履 行 期 限 : 約12ヶ月
3) 業 務 概 要 : 宇部港及び油谷港における監督補助、発注補助
4) 入札予定時期 : 第4四半期

国土交通省港湾局ホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn5_000023.html

発注者支援業務（監督補助業務）

民間競争入札実施要項

注意！

これは昨年度の実施要領です。令和元年の実施要領は、上記のアドレス先で近々、掲載される予定です。（R1.12.2(月)現在）

平成30年11月

国土交通省、内閣府

目次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項.....3
 - 1.1 対象公共サービスの詳細な内容
 - 1.2 確保されるべき対象公共サービスの質
2. 実施期間に関する事項.....6
3. 入札参加資格に関する事項.....6
4. 入札に参加する者の募集に関する事項.....10
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項.....12
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....18
7. 民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項.....18
8. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項.....18
9. 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項.....22
10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項.....23
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項.....23